

# 農林水産省

プレスリリース

平成22年2月26日  
農林水産省

## 輸入麦の政府売渡価格の改定について

農林水産省では、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第42条第2項」に基づき平成22年4月1日以降に売り渡す輸入麦の政府売渡価格について、以下のとおり決定しましたので、お知らせします。

### 政府売渡価格の考え方

価格改定ルールに基づき、直近6か月間（平成21年9月～平成22年2月）の平均買付価格をもとに算定すると、平成22年4月期の政府売渡価格は、5銘柄平均で▲5%（銘柄ごとに見ると▲4%～▲8%）になります。

（単位：円/トン（税込み））

銘柄 （主な用途）	21年10月16日以降の売渡価格	22年4月1日以降の売渡価格	対前期比
アメリカ産（ダーク）ノーザン・スプリング （主にパン・中華麺用）	51,600	49,530	▲4%
カナダ産ウエスタン・レッド・スプリング （主にパン用）	54,640	50,290	▲8%
アメリカ産ハード・レッド・ウィンター （主にパン・中華麺用）	46,810	44,470	▲5%
オーストラリア産スタンダード・ホワイト （主に日本めん用）	46,820	44,480	▲5%
アメリカ産ウエスタン・ホワイト （主に菓子用）	47,460	45,090	▲5%
5銘柄加重平均価格	49,820	47,160	▲5%

（注）参考価格であり、実際の売渡価格は、品質によって異なります。

### お問い合わせ先

総合食料局食糧部食糧貿易課  
担当者：久保田（総括）、塩川（課長）  
代表：03-3502-8111（内線4261）  
ダイヤルイン：03-3502-7871  
FAX：03-3502-3162

[ページトップへ](#)

Copyright 2007 Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 電話：03-3502-8111（代表）

農林水産省